



(財)財務会計基準機構会員

平成 21 年 7 月 3 日

各 位

会社名	フタバ産業株式会社
代表者名	取締役社長 三島 康博
コード番号	7241 東証・名証第 1 部
お問合せ先	常務取締役 佐々木 康夫
	TEL (0564) 31-2211

上場契約違約金の徴求について

本日、東京証券取引所から、有価証券上場規程第 404 条及び第 416 条第 1 項に違反したと判断され、当社が東京証券取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、有価証券上場規程第 509 条第 1 項に基づき上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められることとなりましたので、お知らせいたします。

当社が平成 21 年 5 月 29 日に過年度の決算短信等を訂正した件については、平成 20 年 12 月 25 日に訂正した建設仮勘定から研究開発費への訂正を含む過年度の決算短信等を再度訂正するもので、訂正金額に一定の重要性があると東京証券取引所により認められました。これは当社の元経理担当役員等が当社の持分法適用会社に対して不正な金融支援を行ったことを端緒とするものであり、虚偽記載に該当するおそれがあると認められたため、監理銘柄(審査中)であったにもかかわらず、当社の社内調査が不十分であり、不適切な会計処理が引き続き隠蔽されていたことにより、決算短信等の不適切な訂正を行い、再度の訂正に至ったものであると判断されたものであります。また、名古屋証券取引所からも同様の判断により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 22 条第 1 項の規定により、改善報告書の徴求を求められております。

当社は、平成 21 年 4 月 3 日付で東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して「改善報告書」を提出し、現在、「改善報告書」に沿ってモニタリングの強化、必須情報を適時に把握する仕組みの強化等に努めるとともに、企業風土改革の推進、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでおりますが、上記事実関係に基づきあらためて改善報告書を提出いたします。

当社は、この度、東京証券取引所および名古屋証券取引所から上場契約違約金等の徴求がなされたことを真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き、上記の改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいり所存であります。株主の皆様をはじめ多くの皆様に大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

- ご参考
- ・東京証券取引所ホームページ掲載事項
http://www.tse.or.jp/news/200907/090703_c.html
 - ・名古屋証券取引所ホームページ掲載事項
<http://www.nse.or.jp/>